

日医発第 621 号 (保 121)
平成 19 年 10 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 19 年 9 月 21 日付厚生労働省告示第 302 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品で、薬価基準への収載希望のあった 9 成分 14 品目を、薬価基準の別表に第 20 部追補（16）として収載したものであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 11 月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 官報（平 19. 9. 21 官報第 4673 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について
（平 19. 9. 21 厚生労働省保険局医療課事務連絡）

（参 考）

1. 薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）新医薬品（平成 19 年 7 月承認分）

明治三十五年三月十一日刊(行政機関の休日休刊)
郵便物認可



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部
を改正する件(厚生労働三〇二)

○

▷

○

○厚生労働省告示第 3301 号
 診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十一号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬
 価基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正する。
 平成十九年九月二十一日 厚生労働大臣 舛添 要一
 別表に第 20 部として次のように加える。

品 名	注 射	規 格	単 位	追 補		薬 価 円
				第 20 部	10	
(き) キゾルス細粒 4 mg			4 mg 1 包			268.80
(し) ジエニナツクス錠 200mg			200mg 1 錠			296.50
シンドラレテ細粒 4 mg			4 mg 1 包			268.80
(せ) セララ錠 25mg			25 mg 1 錠			49.00
セララ錠 50mg			50 mg 1 錠			93.40
セララ錠 100mg			100 mg 1 錠			178.20
(ち) トビナ錠 50mg			50 mg 1 錠			104.80
トビナ錠 100mg			100 mg 1 錠			171.60
(え) エスラツクス静注 25mg / 2.5mL			25mg 2.5mL 1 瓶			595
エスラツクス静注 50mg / 5.0mL			50mg 5 mL 1 瓶			1,083
(め) メタストロン注			10MBq			22,786
品 名	外 用	薬 格	単 位	薬 価 円		
(て) テニビゲル 1 mg			1 mg 1 包			64.50
(ち) トラバタズ点眼液 0.004%			0.004% 1 mL			1,002.80
(へ) ベセルナクラー 5%			5% 250mg 1 包			1,136.00

事 務 連 絡
平成19年9月21日

地方社会保険事務局 }
都道府県民生主管部(局) } 御中
国民健康保険主管課(部) }
都道府県老人医療主管部(局) }
老人医療主管課(部) }

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成19年9月21日付厚生労働省告示第302号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（内用薬8品目、注射薬3品目及び外用薬3品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 530	4, 183	2, 769	37	15, 519

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 キプレス細粒4mg	モンテルカストナトリウム	4mg1包	268.80
2	内用薬 ジェニナック錠200mg	メシル酸ガレノキサシン水和物	200mg1錠	296.50
3	内用薬 シングレア細粒4mg	モンテルカストナトリウム	4mg1包	268.80
4	内用薬 セララ錠25mg	エプレレノン	25mg1錠	49.00
5	内用薬 セララ錠50mg	エプレレノン	50mg1錠	93.40
6	内用薬 セララ錠100mg	エプレレノン	100mg1錠	178.20
7	内用薬 トピナ錠50mg	トピラマート	50mg1錠	104.80
8	内用薬 トピナ錠100mg	トピラマート	100mg1錠	171.60
9	注射薬 エスラックス静注25mg/2.5mL	ロクロニウム臭化物	25mg2.5mL1瓶	595
10	注射薬 エスラックス静注50mg/5.0mL	ロクロニウム臭化物	50mg5mL1瓶	1,083
11	注射薬 メタストロン注	塩化ストロンチウム (⁸⁹ Sr)	10MBq	22,786
12	外用薬 ディビゲル1mg	エストラジオール	1mg1包	64.50
13	外用薬 トラバタンズ点眼液0.004%	トラボプロスト	0.004%1mL	1,002.80
14	外用薬 ベセルナクリーム5%	イミキモド	5%250mg1包	1,136.00

(参 考)

薬価基準収載希望品目一覧表 (薬効分類)
新医薬品 (平成十九年七月承認分)

(内用薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量	
1	内113	トピナ錠50mg トピナ錠100mg (協和醸酵工業)	50mg1錠 100mg1錠	トピラマート	通常、成人にはトピラマートとして1回量50mgを1日1回又は1日2回の経口投与で開始する。以後、1週間以上の間隔をあけて漸増し、維持量として1日量200～400mgを2回に分割経口投与する。 なお、症状により適宜増減するが、1日最高投与量は600mgまでとする。
(効能・効果) 他の抗てんかん薬で十分な効果が認められないてんかん患者の部分発作（二次性全般化発作を含む）に対する抗てんかん薬との併用療法					

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量	
2	内214	セララ錠25mg セララ錠50mg セララ錠100mg (ファイザー)	25mg1錠 50mg1錠 100mg1錠	エプレレノン	通常、成人にはエプレレノンとして1日1回50mgから投与を開始し、効果不十分な場合は100mgまで増量することができる。
(効能・効果) 高血圧症					

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量	
3	内449	シングレア細粒4mg (萬有製薬) キプレス細粒4mg (杏林製薬)	4mg1包 4mg1包	モンテルカストナトリウム	通常、1歳以上6歳未満の小児にはモンテルカストとして4mg(本剤1包)を1日1回就寝前に経口投与する。
(効能・効果) 気管支喘息					

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
4 内624	ジェニナック錠200mg （富山化学工業）	200mg1錠	メシル酸ガレノキサシン水和物	通常、成人においてガレノキサシンとして、1回400mgを1日1回経口投与する。
<p>（効能・効果）</p> <p><適応菌種></p> <p>ガレノキサシンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌（ペニシリン耐性肺炎球菌を含む）、モラクセラ（ブランハメラ）・カタラーリス、大腸菌、クレブシエラ属、エンテロバクター属、インフルエンザ菌、レジオネラ・ニューモフィラ、肺炎クラミジア（クラミジア・ニューモニエ）、肺炎マイコプラズマ（マイコプラズマ・ニューモニエ）</p> <p><適応症></p> <p>咽頭・喉頭炎、扁桃炎（扁桃周囲炎、扁桃周囲膿瘍を含む）、急性気管支炎、肺炎、慢性呼吸器病変の二次感染、中耳炎、副鼻腔炎</p>				

(注射薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
5	注122 エスラックス静注1% (日本オルガノン)	25mg2.5mL1瓶 50mg5.0mL1瓶	ロクロニウム臭化物	通常、成人には挿管用量としてロクロニウム臭化物0.6mg/kgを静脈内投与し、術中必要に応じて0.1~0.2mg/kgを追加投与する。持続注入により投与する場合は、7 µg/kg/分の投与速度で持続注入を開始する。なお、年齢、症状に応じて適宜増減するが、挿管用量の上限は0.9mg/kgまでとする。
(効能・効果) 麻酔時の筋弛緩、気管挿管時の筋弛緩				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
6	注430 メタストロン注 (ジーイーヘルスケア リミテッド)	10MBq	塩化ストロンチウム (⁸⁹ Sr)	通常、成人には1回2.0MBq/kgを静注するが、最大141MBqまでとする。反復投与をする場合には、投与間隔は少なくとも3ヵ月以上とする。
(効能・効果) 固形癌患者における骨シンチグラフィで陽性像を呈する骨転移部位の疼痛緩和				

(外用薬)

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
7 外131	トラバタンズ点眼液 0.004% (日本アルコン)	0.004%1mL	トラボプロスト	1回1滴、1日1回点眼する。
(効能・効果) 緑内障、高眼圧症				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
8 外247	ディビゲル1mg (ポーラファルマ)	1mg1包	エストラジオール	通常、成人に対しディビゲル1mg (エストラジオールとして1mg含有) 1包 (1.0g) を1日1回左右いずれかの大腿部もしくは下腹部に、約400cm ² の範囲に塗布する。
(効能・効果) 更年期障害及び卵巣欠落症状に伴う血管運動神経症状 (Hot flush及び発汗)				

薬効分類	銘柄名 (会社名)	規格単位	成分名	用法・用量
9 外629	ベセルナクリーム5% (持田製薬)	5%250mg1包	イミキモド	疣贅部位に適量を1日1回、週3回、就寝前に塗布する。塗布後はそのままの状態を保ち、起床後に塗布した薬剤を石鹸を用い、水又は温水で洗い流す。
(効能・効果) 尖圭コンジローマ (外性器又は肛門周囲に限る)				